

「徹明小学校保護者向け携帯メール」運用のガイドライン

平成28年4月19日

(目的)

- 第1条 「徹明小学校携帯メール」は、従来の電話を利用した緊急連絡網を、より迅速に確実に情報を保護者に伝えるために運用する。
- 2 また、電話による緊急連絡網では連絡する必要がない情報でも、保護者に伝えることが望ましいと学校長が判断する場合には、必要に応じて情報配信をする。

(携帯メール配信の対象)

- 第2条 本校児童の保護者及びそれに準ずる人で、この情報配信を希望し、かつ「個人情報保護ポリシー」に同意した人を対象とする。
- 2 緊急下校や不審者情報については子供たちの登下校時の安全を守るため、自治会・地域防犯協会等の学校長が認めた協力者で、かつ「個人情報保護ポリシー」に同意した人にも配信をして協力を得ることもできる。
 - 3 上記対象となる人は、自分の携帯電話またはパソコンからインターネットに接続し、Web上でシステムに登録をする。
 - 4 1家庭につき2箇所までメールアドレスを登録することができる。2台の携帯電話のメールアドレスを登録することができる。
 - 5 メール配信先は、受信の簡便さや情報伝達の確実性などの面から、原則として携帯電話のメールアドレスとするが、利用状況によってはコンピュータのメールアドレスでも可能である。

(配信内容)

- 第3条 配信する情報には、＜緊急情報＞と＜連絡情報＞の二種類がある。
- 2 ＜緊急情報＞では次のような情報を配信する。
 - ① 暴風雨警報発令による緊急下校連絡
 - ② インフルエンザによる緊急下校連絡
 - ③ 天候による行事の日程変更連絡
 - ④ 修学旅行等の学校到着時間の変更連絡
 - ⑤ 不審者情報や食中毒等の事故発生時の緊急連絡
 - ⑥ その他、緊急に保護者に知らせるべき内容と、校長が判断したもの

※ これらの内容については、携帯メールシステムへの登録・不登録に関わらず、従来の電話による緊急連絡網でも連絡をします。また、状況によってはメール配信できないこともあります。
 - 3 ＜連絡情報＞では次の情報を配信する。
 - ① 行事にかかわるお知らせ
 - ② 授業参観や懇談会等の確認

- ③ PTA 活動の案内・依頼
- ④ 不審者情報・風邪の流行等の情報
- ⑤ その他、電話による緊急連絡網で連絡するほどの緊急性はないものの、保護者に連絡をすることが望ましいと校長が判断したものの。

(携帯メールシステムの利用に係る費用)

第4条 携帯メールシステムへの登録やシステムの利用に関する保護者の費用負担は発生しないが、登録時のインターネット接続に係る通信料や、メールの送受信に係る通信料は保護者の負担である。

(登録・変更・脱退)

- 第5条 携帯メールシステムへの登録は、携帯電話もしくはパソコンから指定の URL にアクセスし、配布された登録申請画面に入るためのログイン ID とパスワードを入力して、登録画面に入り必要事項を入力して登録を行う。
- 2 登録申請画面に入るためのログイン ID とパスワードは、安易に他人に漏らしてはならない。
 - 3 登録画面での入力する必要事項には、保護者が設定するユーザ ID とパスワード・保護者名・児童の出席番号・学年等がある。
 - 4 ユーザ ID とパスワードは登録後の変更や脱退時に必要なため、忘れないようにする。
 - 5 転出・転入による年度途中の登録や脱退、及び新規に登録する場合については、学校に登録をすることを申し出て登録・脱退をする。

(緊急情報の受信確認)

- 第6条 緊急情報メールを配信した時には、保護者が受信したことを学校側で確認するため、保護者にメッセージの中にある「はい」「いいえ」などのボタンを選択し返信することを求める場合がある。この返信を学校で確認することにより、保護者に連絡が伝わったかどうかを判断する。
- 2 学校に返信がない場合には、電話等による連絡を行う。

(システムの運営とセキュリティ)

- 第7条 登録申請時に使用するログイン ID とパスワード及び保護者が設定するユーザ ID とパスワードは、関係者以外に知られることのないように、十分に留意する。登録申請時に使用する ID とパスワードの設定は毎年学校が変更を行い、ユーザ ID とパスワードは、登録する保護者が決定する。
- 2 登録情報はセキュリティで守られた岐阜市教育情報ネットワークセンターの専用サーバに保存して運用し、年度末には登録情報をネットワークセンター側で一括消去する。
 - 3 新年度の PTA 総会等で携帯メールシステムについて説明を行い、登録時に必要な学校 ID と学校パスワードを保護者に通知した後、希望する保護者が登録を行う。